

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第14号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について
提 案 理 由	<p>教育施設技術監の配置や教育監の2名配置を行うとともに、教職員の公正職務の確保や学校教材費の公会計化、不登校対策の強化に向け、それぞれ担当課長を置くなど、重要施策の推進体制の強化や諸課題への的確な対応を目的とした組織改正を行うため、関係する以下の規則について所要の改正等を行うものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則 (昭和42年教育委員会規則第8号)</li><li>(2) 教育長に対する事務委任等に関する規則 (平成14年教育委員会規則第2号)</li><li>(3) 堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則 (平成14年教育委員会規則第8号)</li><li>(4) 堺市立学校職員安全衛生管理規則 (平成19年教育委員会規則第2号)</li><li>(5) 堺市教職員懲戒等審査会規則 (平成25年教育委員会規則第13号)</li><li>(6) 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則 (平成29年教育委員会規則第34号)</li></ol>

<p>議案（報告）の概要又は要旨</p>	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 組織改正に伴い次のとおり改正するもの</p> <p>ア 教育次長の職務を整理し、教育施設技術監の職務を定めるもの</p> <p>イ 教職員考査担当課長、学校教育事務担当課長及び不登校対策担当課長について、各担当課長を置く組織、各担当課長の所掌する組織又は事務、人数並びに担当課長を統括する職を定めるもの</p> <p>ウ 教育支援教室に関する事務を企画相談課から生徒指導課に移管するもの</p> <p>エ 学校ICT化推進室を学校ICT推進課に改称し、課組織化するもの</p> <p>オ 放課後子ども支援課を放課後こども支援課に改称するもの</p> <p>(2) 教育長の権限に属する事務等の専決者に教育施設技術監を追加するもの</p> <p>(3) 堺市学校医等公務災害補償認定委員会の委員長を、教育長が指名する学校教育部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者とするもの</p> <p>(4) 総括安全衛生管理者を、教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者とするもの</p> <p>(5) 堺市教職員懲戒等審査会の委員及び会長を、教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者とするもの</p> <p>(6) 教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の査定者に、教育施設技術監、教育センター所長、教職員考査担当課長を追加するもの及び特別支援学校における区分の査定の特例を定めるもの</p> <p>(7) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>
<p>備考</p>	
<p>議決後必要となる取組</p>	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

議案第14号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等について、次のとおり改正する。

令和8年3月27日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

## 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部を改正する規則

(堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則(昭和42年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「放課後子ども支援課」を「放課後こども支援課」に改め、同条第5項中

「能力開発課」を「学校ICT推進課  
能力開発課」に改め、同条第6項中「学校ICT化推進室」を削

る。

第6条第2項中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同条第3項中「置くことができる。」を「、別表第3に定めるところにより担当課長を置く。」に改め、同条第4項中「、副館長(中央図書館に限る。)」を削る。

第6条の2中「教育課程課」の次に「、学校改革推進室」を加える。

第6条の3中「学校ICT化推進室」を「学校ICT推進課」に改める。

第7条第1項中「所管に関する事務」の次に「(施設の整備及び維持管理を除く。)」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「副館長は部相当機関の館長を、」を削り、「課長を」を「課長又は担当課長(当該担当課長の所管に属する主幹、主任指導主事又は主任管理主事を置かない課に限る。)を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(担当部長を含む。)」を「、担当部長」に改め、「課長」の次に「、担当課長」を加え、「課長が」を「課長又は担当課長が」に改め、「係長及び主査」を「係長、主査及び指導主事」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育施設技術監は、学校施設(学校施設の跡地を含む。)及び局に属する施設の整備並びに維持管理に関する事務を掌理し、教育長を補佐し、及び関係職員を指揮監督する。

第8条中「課長」を「課長その他これに相当する職にある者」に改める。

別表第1総務部教育政策課調整係の分掌事務を定める部分第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

別表第1学校教育部学校保健体育課指導事務係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同課体育係の分掌事務を定める部分第4号中「移行」を「展開」に改め、同部生徒指導課の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(6) 教育支援教室に関すること。

別表第1教育センター企画相談課の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表教育センター学校ICT化推進室の分掌事務を定める部分中「学校ICT化推進室」を「学校ICT推進課」に改める。

別表第1 地域教育支援部放課後子ども支援課の分掌事務を定める部分中「放課後子ども支援課」を「放課後こども支援課」に改め、「子ども」を「児童」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第6条関係)

担当課長を置く組織		名称	所掌する組織又は事務	人数	担当課長を統括する職
教職員 人事部	教職員人事課	教職員考査 担当課長	考査係	1人	教職員人事 部長
学校教 育部	学校保健体育 課	学校教育事 務担当課長	指導事務係	1人	学校教育部 長
	生徒指導課	不登校対策 担当課長	別表第1 生徒指導課の 分掌事務を定める部分 第1号及び第3号のう ち不登校に関する事務 並びに第6号に掲げる 事務	1人	

(教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に対する事務委任等に関する規則(平成14年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

(堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条第3項中「教育監」を「教育長が指名する学校教育部の所管に関する事務を掌理する教育監」に改める。

(堺市立学校職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 堺市立学校職員安全衛生管理規則(平成19年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育監」を「教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監」に改める。

(堺市教職員懲戒等審査会規則の一部改正)

第5条 堺市教職員懲戒等審査会規則(平成25年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育監の職にある者」を「教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者(以下「教育監」という。)」に改める。

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第6条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則(平成29年教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を、「学校教育部長」の次に「、教育センター所長」を加え、同項第2号中「学校教育部長」の次に「、教育センター所長」を加え、「及び教職員人事課長」を「、教職員人事課長及び教職員考査担当課長」に改め、同条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(特別支援学校における査定の特例)

第11条 第5条第2項の規定にかかわらず、特別支援学校の一般教職員に係る区分の査定に当たっては、特別支援学校及び当該特別支援学校分校をそれぞれ一の単位として行うことができる。

2 前項の査定を行う場合における第6条第2項の規定の適用については、同項中「学校」とあるのは「学校(分校を含む。)」と、「園長を含む。」とあるのは「准校長の職がおかれている特別支援学校の当該特別支援学校分校にあつては、准校長」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の堺市教育委員会事務局等事務分掌規則別表第1に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、課長補佐、主幹、主任指導主事、係長、主査、指導主事、副主査、主任指導員、指導員その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、それぞれ対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、課長補佐、主幹、主任指導主事、係長、主査、指導主事、副主査、主任指導員、指導員その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

左欄(旧組織)	右欄(新組織)
地域教育支援部 放課後子ども支援課	地域教育支援部 放課後こども支援課
教育センター 学校ICT化推進室	教育センター 学校ICT推進課

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>    教育政策課</p> <p>教職員人事部</p> <p>    教職員企画課</p> <p>    教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p>    学校保健体育課</p> <p>    教育課程課</p> <p>    支援教育課</p> <p>    生徒指導課</p> <p>    人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p>    地域教育振興課</p> <p>    放課後子ども支援課</p> <p>学校管理部</p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>    教育政策課</p> <p>教職員人事部</p> <p>    教職員企画課</p> <p>    教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p>    学校保健体育課</p> <p>    教育課程課</p> <p>    支援教育課</p> <p>    生徒指導課</p> <p>    人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p>    地域教育振興課</p> <p>    放課後こども支援課</p> <p>学校管理部</p>

学務課

学校給食課

学校管理課

学校施設課

2～4 (略)

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画相談課

(追加)

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校改革推進室

学校ICT化推進室

(内部組織の長等)

第6条 (略)

2 事務局に教育次長、教育監、理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主任指導主事、主査、指導主事、副主査、主任指導員又は指導員を置くことができる。

学務課

学校給食課

学校管理課

学校施設課

2～4 (略)

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画相談課

学校ICT推進課

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校改革推進室

(削る)

(内部組織の長等)

第6条 (略)

2 事務局に教育次長、教育施設技術監、教育監、理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主任指導主事、主査、指導主事、副主査、主任指導員又は指導員を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、別表第2に定めるところにより事務局に担当部長を置くことができる。

4 部に部理事、副館長（中央図書館に限る。）、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主任指導主事、主査、指導主事、副主査、主任指導員又は指導員を置くことができる。

5～8 （略）

第6条の2 学校保健体育課、教育課程課、支援教育課、生徒指導課又は人権教育課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

(1)～(8) （略）

第6条の3 企画相談課、学校ICT化推進室又は能力開発課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

(1)～(8) （略）

（内部組織の長等の職務）

第7条 教育次長は、局の管理体制につき、教育長を補佐し、総務部、地域教育支援部、学校管理部及び中央図書館の所管に関する事務並びに学童集団下痢症補償対策担当部長の所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（新設）

3 前2項に定めるもののほか、別表第2に定めるところにより事務局に担当部長を、別表第3に定めるところにより担当課長を置く。

4 部に部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主任指導主事、主査、指導主事、副主査、主任指導員又は指導員を置くことができる。

5～8 （略）

第6条の2 学校保健体育課、教育課程課、学校改革推進室、支援教育課、生徒指導課又は人権教育課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

(1)～(8) （略）

第6条の3 企画相談課、学校ICT推進課又は能力開発課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

(1)～(8) （略）

（内部組織の長等の職務）

第7条 教育次長は、局の管理体制につき、教育長を補佐し、総務部、地域教育支援部、学校管理部及び中央図書館の所管に関する事務（施設の整備及び維持管理を除く。）並びに学童集団下痢症補償対策担当部長の所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 教育施設技術監は、学校施設（学校施設の跡地を含む。）及び局に

2 教育監は、学校教育の専門的事項に関する事務につき、教育長を補佐し、教職員人事部、学校教育部及び教育センターの所管に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 部長（担当部長を含む。）、課長、主幹（グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）、主任指導主事（グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）、係長及び主査（グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副館長は部相当機関の館長を、課長補佐は課長をそれぞれ補佐し、所属職員を指揮監督する。

5 理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹（第3項に規定する者を除く。）、主任指導主事（第3項に規定する者を除く。）、主任管理主事及び指導主事は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 主査（第3項に規定する者を除く。）及び管理主事は、係長と連携して係の事務を掌理し、又は上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

7 （略）

属する施設の整備並びに維持管理に関する事務を掌理し、教育長を補佐し、及び関係職員を指揮監督する。

3 教育監は、学校教育の専門的事項に関する事務につき、教育長を補佐し、教職員人事部、学校教育部及び教育センターの所管に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 部長、担当部長、課長、担当課長、主幹（グループのリーダーとして課長又は担当課長が指名する者に限る。）、主任指導主事（グループのリーダーとして課長又は担当課長が指名する者に限る。）、係長、主査及び指導主事（グループのリーダーとして課長又は担当課長が指名する者に限る。）は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 課長補佐は課長又は担当課長（当該担当課長の所管に属する主幹、主任指導主事又は主任管理主事を置かない課に限る。）をそれぞれ補佐し、所属職員を指揮監督する。

6 理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹（第4項に規定する者を除く。）、主任指導主事（第4項に規定する者を除く。）、主任管理主事及び指導主事は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

7 主査（第4項に規定する者を除く。）及び管理主事は、係長と連携して係の事務を掌理し、又は上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

8 （略）

8 (略)

(事務分担)

第8条 課長は、所属職員の事務分担を定め、上司に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

別表第1 (第3条関係)

総務部 (略)

総務課 (略)

教育政策課

調整係

(1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関すること。

(2)～(5) (略)

企画係 (略)

教職員人事部 (略)

学校教育部 (略)

学校保健体育課

(1) (略)

指導事務係

(1) (略)

(2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関すること。

9 (略)

(事務分担)

第8条 課長その他これに相当する職にある者は、所属職員の事務分担を定め、上司に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

別表第1 (第3条関係)

総務部 (略)

総務課 (略)

教育政策課

調整係

(1) 教育長、教育次長、教育施設技術監及び教育監の補佐に関すること。

(2)～(5) (略)

企画係

教職員人事部 (略)

学校教育部 (略)

学校保健体育課

(1) (略)

指導事務係

(1) (略)

(削る)

(3) (略)

保健係 (略)

体育係

(1)～(3) (略)

(4) 部活動の地域連携・地域移行に関すること。

教育課程課 (略)

学校改革推進室 (略)

支援教育課 (略)

生徒指導課

(1)～(5) (略)

(追加)

人権教育課 (略)

教育センター

企画相談課

(1) (略)

(2) 教育支援教室に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(2) (略)

保健係 (略)

体育係

(1)～(3) (略)

(4) 部活動の地域連携・地域展開に関すること。

教育課程課 (略)

学校改革推進室 (略)

支援教育課 (略)

生徒指導課

(1)～(5) (略)

(6) 教育支援教室に関すること。

人権教育課 (略)

教育センター

企画相談課

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

学校ICT化推進室

(1)～(3) (略)

能力開発課 (略)

地域教育支援部

地域教育振興課 (略)

放課後子ども支援課

管理係

(1)・(2) (略)

(3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関すること。

(4)・(5) (略)

企画運営係

(1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関すること。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関すること。

(略)

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課の分掌事務を定める部分第3号	1人

学校ICT推進課

(1)～(3) (略)

能力開発課 (略)

地域教育支援部

地域教育振興課 (略)

放課後こども支援課

管理係

(1)・(2) (略)

(3) 放課後等における児童の居場所の確保に関すること。

(4)・(5) (略)

企画運営係

(1) 放課後等における児童の自主的な学習活動の支援に関すること。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における児童の活動の総合的な支援に関すること。

(略)

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課の分掌事務を定める部分第3号	1人



教育長に対する事務委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第2号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（教育長の権限に属する事務等の専決）</p> <p>第6条 教育長は、第3条第1項に規定する事項及び前条第1項の規定により委任を受けた事務の処理について、教育次長及び教育監以下の職員に専決（特定の事案の処理に関し、常時教育長に代わり決裁することをいう。）をさせることができる。</p>	<p>（教育長の権限に属する事務等の専決）</p> <p>第6条 教育長は、第3条第1項に規定する事項及び前条第1項の規定により委任を受けた事務の処理について、教育次長、<u>教育施設技術監</u>及び教育監以下の職員に専決（特定の事案の処理に関し、常時教育長に代わり決裁することをいう。）をさせることができる。</p>

堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（通知）</p> <p>第3条 条例第4条第2項の規定による通知は、公務災害認定通知書（様式第2号）により<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>（堺市学校医等公務災害補償認定委員会）</p> <p>第4条 1・2 （略）</p> <p>3 委員長は<u>教育監</u>の職にある者を、副委員長は学校教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～9 （略）</p>	<p>（通知）</p> <p>第3条 条例第4条第2項の規定による通知は、公務災害認定通知書（様式第2号）により<u>行う</u>ものとする。</p> <p>（堺市学校医等公務災害補償認定委員会）</p> <p>第4条 1・2 （略）</p> <p>3 委員長は<u>教育長が指名する学校教育部の所管に関する事務を掌理する教育監</u>の職にある者を、副委員長は学校教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～9 （略）</p>

堺市立学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（総括安全衛生管理者等）</p> <p>第4条 学校の安全衛生管理に係る業務を総括管理させるため、教育委員会事務局に総括安全衛生管理者を置き、<u>教育監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（総括安全衛生管理者等）</p> <p>第4条 学校の安全衛生管理に係る業務を総括管理させるため、教育委員会事務局に総括安全衛生管理者を置き、<u>教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p>

堺市教職員懲戒等審査会規則（平成25年教育委員会規則第13号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>（委員の構成）</p> <p>第2条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>（1）<u>教育監の職にある者</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>（委員の構成）</p> <p>第2条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>（1）<u>教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者（以下「教育監」という。）</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>

堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>（区分の査定）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1) 管理職員 教育長、教育次長、教育監、総務部長、教職員人事部長及び学校教育部長</p> <p>(2) 管理職員以外の教職員 教育監、教職員人事部長、学校教育部長、教職員企画課長及び教職員人事課長</p> <p>2 区分査定者は、前項の規定により協議に付されたときは、次条から第10条までの規定により、総合勤務評価の結果に基づき、区分1、区分2及び区分3（会計年度任用職員の被評価者については、区分2及び区分3）に該当する者を査定し、その結果を教育長に送付するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（区分の査定）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1) 管理職員 教育長、教育次長、<u>教育施設技術監</u>、教育監、総務部長、教職員人事部長及び学校教育部長、<u>教育センター所長</u></p> <p>(2) 管理職員以外の教職員 教育監、教職員人事部長、学校教育部長、<u>教育センター所長</u>、<u>教職員企画課長</u>、<u>教職員人事課長</u>及び<u>教職員考査担当課長</u></p> <p>2 区分査定者は、前項の規定により協議に付されたときは、次条から第11条までの規定により、総合勤務評価の結果に基づき、区分1、区分2及び区分3（会計年度任用職員の被評価者については、区分2及び区分3）に該当する者を査定し、その結果を教育長に送付するものとする。</p> <p>（特別支援学校における査定の特例）</p> <p><u>第11条 第5条第2項の規定にかかわらず、特別支援学校の一般教職員に係る区分の査定に当たっては、特別支援学校及び当該特別支援学校分校をそれぞれ一の単位として行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の査定を行う場合における第6条第2項の規定の適用については、同項中「学校」とあるのは「学校（分校を含む。）」と、「園長を含む。」とあるのは「准校長の職がおかれている特別支援学校の当</u></p>

<p>(区分の決定)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p><u>該特別支援学校分校にあつては、准校長」とする。</u></p> <p>(区分の決定)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>
--	--